

市内居宅介護支援事業所 管理者 様

栃木市長 大川 秀子（公印省略）

令和7年11月1日以降の居宅介護支援における同一建物減算の考え方について（通知）

日頃より本市介護保険行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、すべての居宅介護支援事業所は、事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、サービスを提供した場合は、所定単位数の100分の5を減算することとしています。

今般、居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等の関係にあたる短期入所生活介護を利用している「長期利用者サービス提供減算」対象者の居宅介護支援における「同一建物減算」についての当市の考え方は、下記の取扱いとなるため、ご確認をお願いいたします。

## 記

居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等の関係にあたる短期入所生活介護を利用している「長期利用者サービス提供減算」対象者（30日を超えて連続利用している方）の居宅介護支援における「同一建物減算」の考え方について

短期入所生活介護は居宅サービスとして提供される一方、短期入所生活介護の長期利用は実質的な当該施設への入所と考えられる。ケアマネジャーが居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等の関係にあたる短期入所生活介護事業所に訪問してモニタリング等を行う場合、同一敷地内建物等を居宅として取り扱っていることになり、介護報酬が業務に要する手間、コストを評価するものであることから、「同一建物減算」の対象となる。

なお、本取扱いについては、令和7年11月1日以降のサービス提供分より適用とする。

〒328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市 高齢介護課 介護保険係

電話：0282-21-2251 メール：kaigo@city.tochigi.lg.jp